

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>対象機器である流入ポンプ棟の長良川系 No.1汚水ポンプは、各務原浄化センターへ流入した汚水を水処理施設に送水する重要施設である。 当該機器は経年劣化により故障が発生し、運転が行えない状態となっているため早急な修繕が必要である。 今回の修繕は、汚水ポンプの内部部品取替えであり、メーカー独自の技術が必要となる特殊性がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>今回行う修繕は、汚水ポンプの構造や特性、部品交換手順（各種調整等）のノウハウを熟知している必要がある。上記に対応できるのは、製造メーカーである（株）西島製作所の代理店であり、専門知識を有する松村工業（株）1者のみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。